

## (仮称) 福井洋上風力発電事業に係る計画段階環境配慮書 に対する福井県知事意見

本事業に係る計画段階環境配慮書に対する環境の保全の見地からの意見については、次のとおりです。

洋上風力発電は、国内で多数の事業が計画されているものの稼働例はわずかであり、海域の生物等への環境影響が十分に解明されていない事業である。

(仮称) 福井洋上風力発電事業は、海面からの最大高さが 270m に及ぶ風力発電機を最大 37 基設置する全国に稼働例のない大規模な事業計画である。

また、同事業は、越前加賀海岸国定公園区域に近接して多数の風力発電設備の設置が計画されていることから、自然公園内外の眺望点からの景観に重大な影響が懸念されるとともに、北潟湖は渡り鳥の飛来地または中継地および猛禽類の多様な地域として鳥獣保護区に指定されていることから、鳥類への影響が懸念される。

さらに、事業実施想定区域およびその周辺は、沿岸部で複数の陸上風力発電所が稼働しており、環境影響の低減・回避のためには、これら事業との累積的な影響を考慮する必要がある。

このため、方法書作成およびそれ以降の手続きにおいて、国内外の最新の知見・事例等の情報収集および他事業者との情報共有を適切に行うとともに、以下の事項に十分配慮し、環境影響評価を適切に行うことが重要である。

### 1 全般的事項

- (1) 対象事業実施区域の絞り込み、風力発電設備および海底ケーブル等の附帯設備の規模・位置または配置・構造（以下「風力発電設備配置等」という。）など事業計画の更なる検討に当たっては、影響を受けるおそれのある環境要素に係る影響を総合的に評価し、その結果を反映するとともに、その検討経緯および内容について、方法書以降の図書に具体的に記載すること。
- (2) 事業実施想定区域の周辺には、他事業者による複数の風力発電所が稼働中であることから、これらの風力発電設備等による累積的影響が懸念される。このため、既存の風力発電設備等に対するこれまでの調査等から明らかになっている情報の収集および他事業者との情報交換等に努め、本事業との累積的な影響について、調査、予測および評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備配置等を検討すること。

そのほか、2の個別事項について、本事業の実施により、重大な影響等を回避または十分に低減できない場合は、風力発電設備配置等の再検討、対象事業実施区域の見直しおよび風力発電機の基数削減を含む事業計画の見直しを行うこと。

(3) 環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避・低減を優先的に検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにすること。

(4) 環境影響評価に係る調査、予測および評価（以下「調査等」という。）の方法および環境保全措置等の最新の知見ならびに既設の風力発電事業の稼働後の環境調査結果の入手に努め、得られた知見等を事業計画や今後の調査等に反映すること。

また、今後の環境影響評価に係る手続きにおいて、住民等への積極的な情報提供、分かりやすい説明および幅広い意見の聴取に努めること。

## 2 個別事項

### (1) 騒音および風車の影

事業実施想定区域の周辺に複数の住居が存在しているため、それらに対する騒音および風車の影による影響が懸念される。このため、風力発電設備配置等の検討を行うとともに、「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」（平成29年5月環境省）を踏まえ、最新の知見を考慮した信頼性の高い調査等を適切に行い、その影響を回避または極力低減すること。

### (2) 地形

風力発電設備および附帯設備の海中への設置等は、海水の流れおよび波浪の作用が変化し、これに伴い生じる砂の堆積または浸食が、事業実施想定区域の周辺に存在する自然公園に影響を及ぼすおそれがある。

特に、砂の堆積により、岩礁として重要な地形である「越前松島」への影響や、砂浜の浸食により、そこに生育する海浜植物および海水浴場への影響が懸念される。

このため、地形等について、具体化した事業計画および既存施設の知見等を踏まえ評価項目としての選定を検討し、影響が懸念される場合には、調査等を適切に行い、その影響を回避または極力低減すること。

### (3) 動物（鳥類）

事業実施想定区域周辺では、オオワシ、オジロワシ等の希少猛禽類や多様な海鳥の生息が確認されている。

また、事業実施想定区域が近接している陸域には、ガンカモ類の集団渡来地として指定されている国指定片野鴨池鳥獣保護区や、渡り鳥の飛来地または中継地および猛禽類の多様な地域として指定されている北潟湖鳥獣保護区があることから、この地域はノスリやガンカモ類等の主要な渡り経路となっている可能性がある。

そのため、事業の実施に伴うバードストライクおよび移動経路等の阻害等により、これら鳥類への影響が懸念される。

これらのことから、現地調査の実施ならびにその調査結果を踏まえた予測および評価に当たっては、「猛禽類保護の進め方」(改訂版)(平成24年12月環境省)に基づくことはもちろん、鳥類等の生態や現地の状況に精通した専門家の意見を聴取し、その意見を反映すること。

渡り鳥の調査については、個体数が最大になる時期を中心に十分な調査期間を設け、夜間の渡りも対象とするとともに、調査対象があわら市沖を通過する全個体数の一部であること、渡りの経路は年によって変化することを十分に留意の上、渡りの実態を適切に把握し、影響を評価できる方法をとること。

これらの結果を踏まえ、その影響を回避または極力低減すること。

### (4) 海域に生息・生育する動植物

事業実施想定区域は、「生物多様性の観点から重要度の高い海域」(平成28年4月環境省)に選定されるとともに、この一部の海底には、海生生物の生息・生育環境の整備を目的とした魚礁が設置されている。

そのため、事業の実施に伴う風力発電設備および附帯施設の海中への設置等により、海生生物への影響が懸念される。

これらのことから、現地調査の実施ならびにその調査結果を踏まえた予測および評価に当たっては、専門家の意見を聴取し、その意見を反映すること。

これらの結果を踏まえ、その影響を回避または極力低減すること。

### (5) 景観

以下の点を考慮し、眺望点等の選定、調査等を適切に行い、風力発電設備配置等の検討を含め、景観への重大な影響を回避および極力低減すること。

その際には、関係自治体や地域住民および眺望点の利用者等の意見の把握に努めること。

① 自然公園等の眺望点からの眺望景観

事業実施想定区域に近接する沿岸部の公園区域には、公園計画に位置付けられている主要な眺望点が存在していることから、これらの眺望点の利用状況や公園計画の内容等を踏まえ、「国立・国定公園内における風力発電施設の審査に関する技術的ガイドライン」を参照し、主要な眺望方向および水平視野も考慮した客観的な予測および評価を行うこと。

また、あわせて海岸線の利用動線である公園事業道路や長距離自然歩道についても現地調査等の上、眺望点として選定すること。

② その他の眺望点からの眺望景観

事業実施想定区域の周辺に存在する「福井ふるさと百景」選定地、キャンプ場や海水浴場および住居地や主要な道路などの住民等が日常的に生活する場からの景観への影響が懸念されるため、これらについて配慮すること。

(6) 工事の実施に伴う環境影響

工事の実施に伴う環境影響について、影響を回避または極力低減するよう工事計画を含めた事業計画を検討するとともに、適切な調査等を行うこと。

また、工事中における水の濁り等により、海生生物の生息・生育環境への影響が懸念される場合は、汚濁防止膜の設置等の環境保全措置を講ずることにより、影響を回避または極力低減すること。